

母子世帯の貧困について

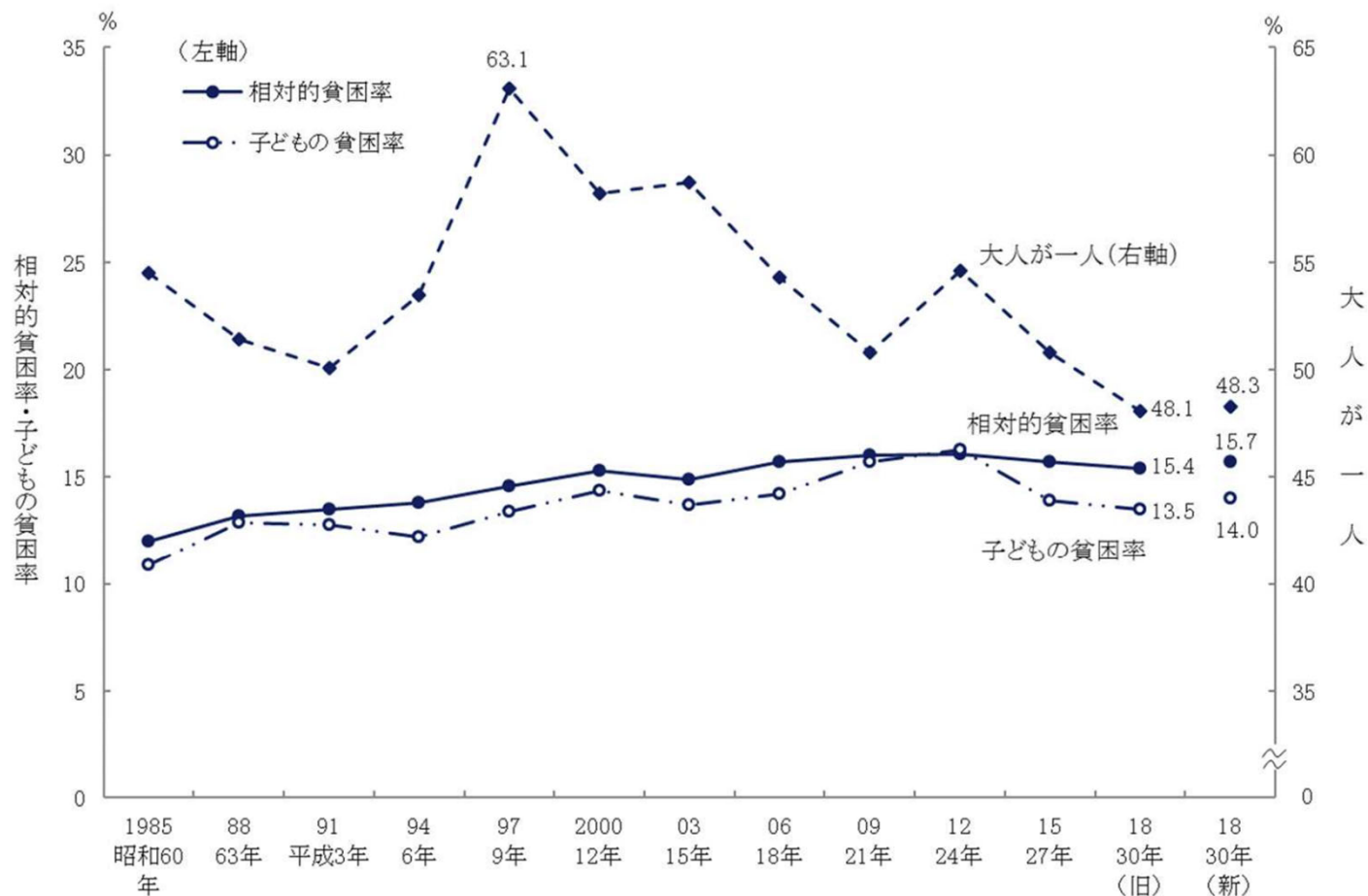
2021年11月2日
内閣府研究会

大石 亜希子

千葉大学大学院社会科学研究院

貧困率の年次推移

図 13 貧困率の年次推移



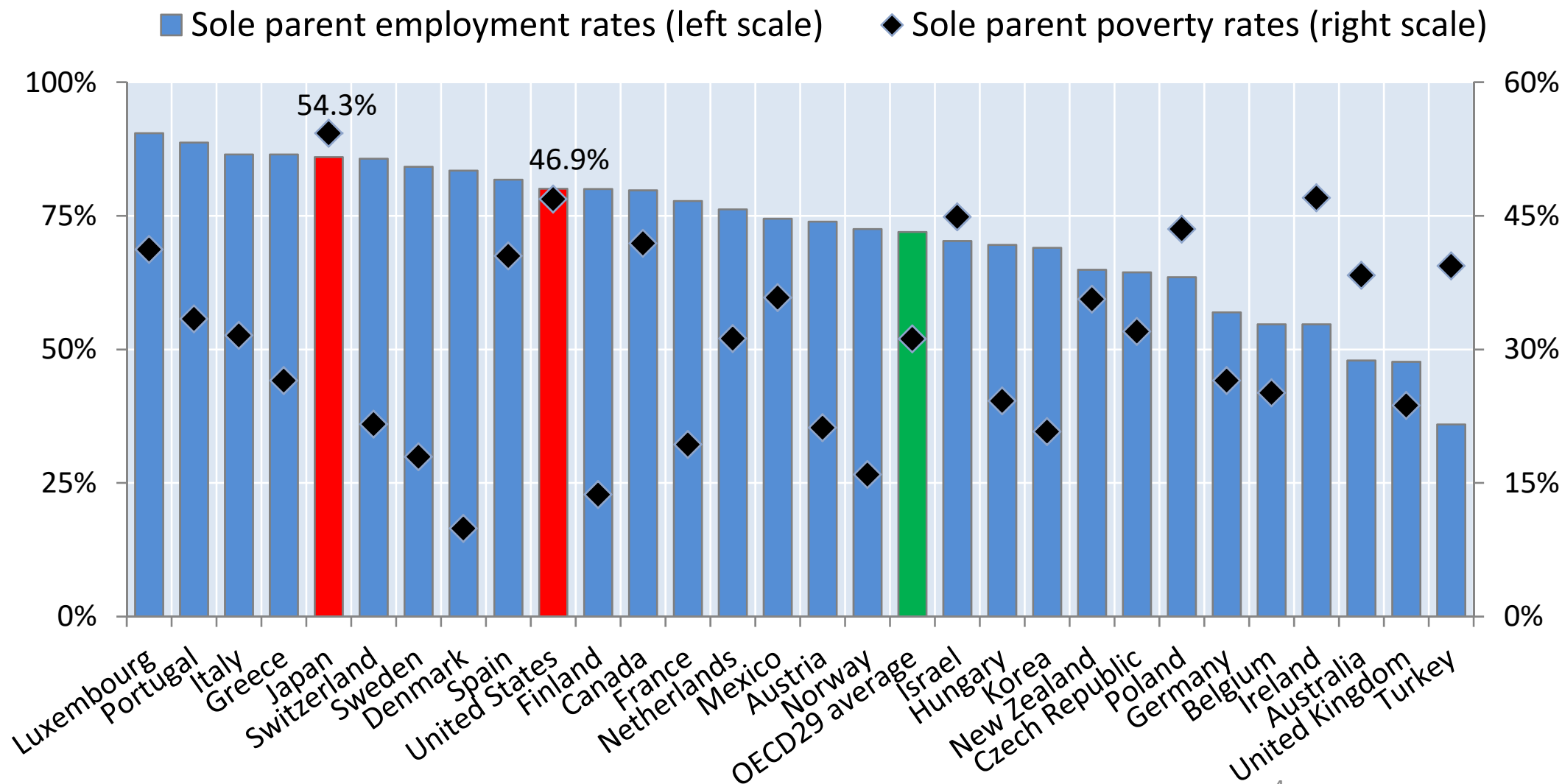
- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

母子世帯はなぜ貧困なのか

- 就業率が低い？
- 労働時間が短い？
- 時間あたり賃金が低い？

- 養育費支払いが不調？

ひとり親世帯の就業率（棒グラフ）と貧困率

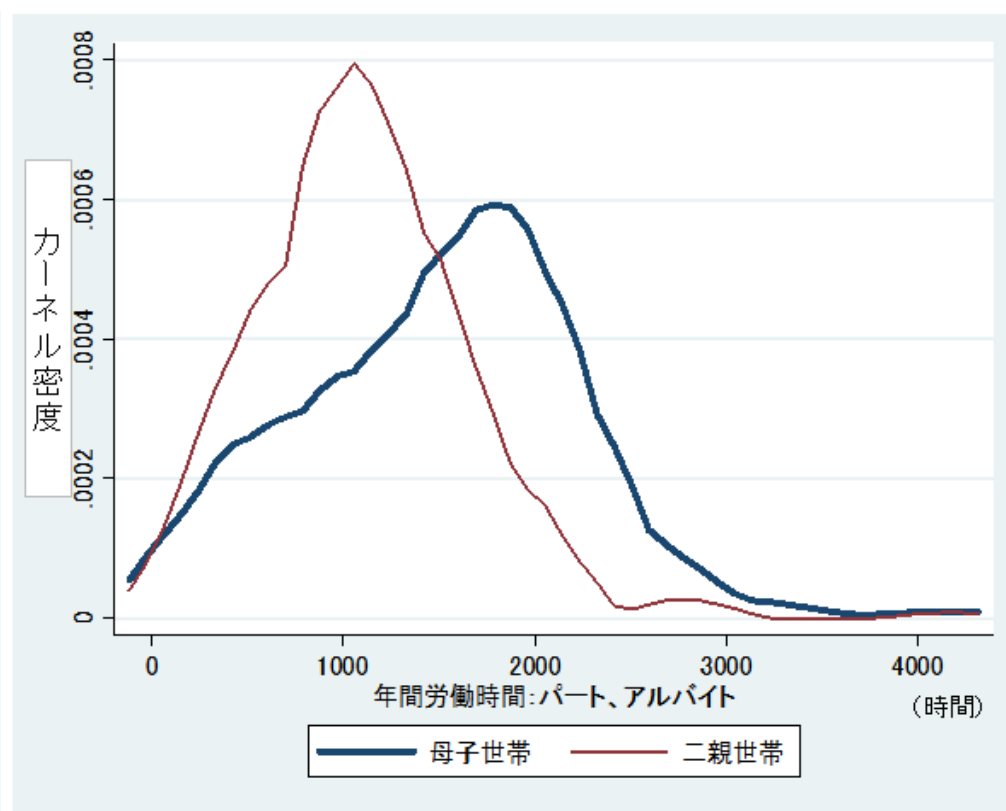
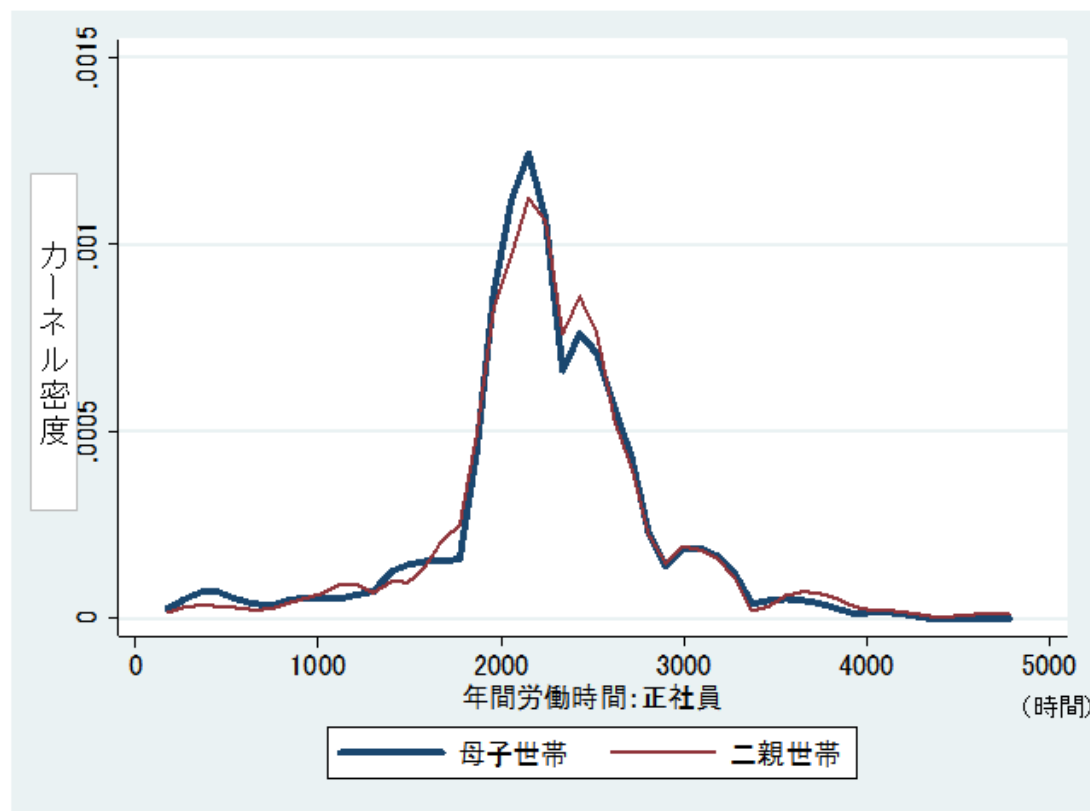


Doing Better for Families - © OECD 2011

<http://dx.doi.org/10.1787/888932393711>

母親の年間労働時間の分布

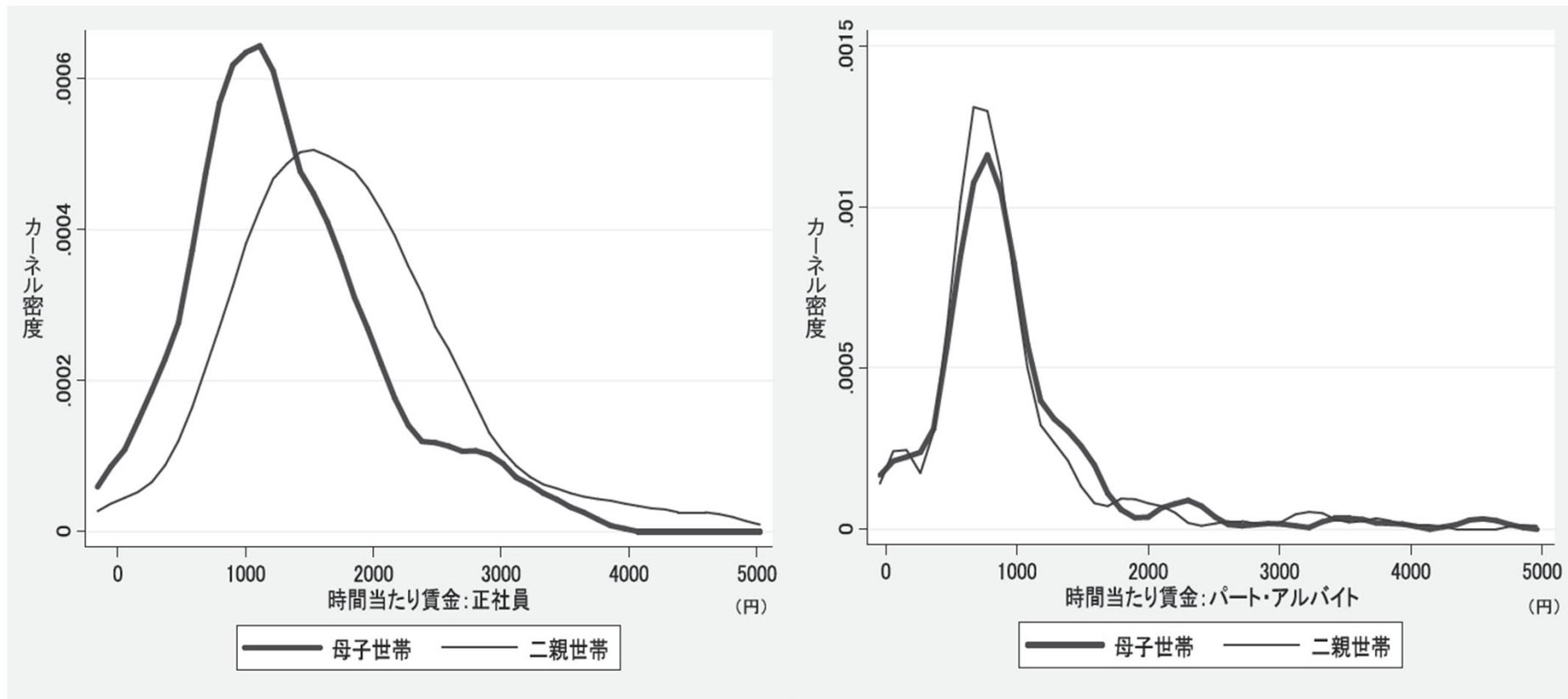
雇用形態にかかわらず、シングルマザーの多くは年間2000時間程度働いている



(出典) 大石亜希子 (2018) 「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構編『非典型化する家族と女性のキャリア』(第7章) 労働政策研究・研修機構、pp. 134 - 161.

母親の賃金の分布（正社員・パート・アルバイト別）

正社員シングルマザーの賃金が二親世帯母親より低いのは、学歴の違いによるところが大きい



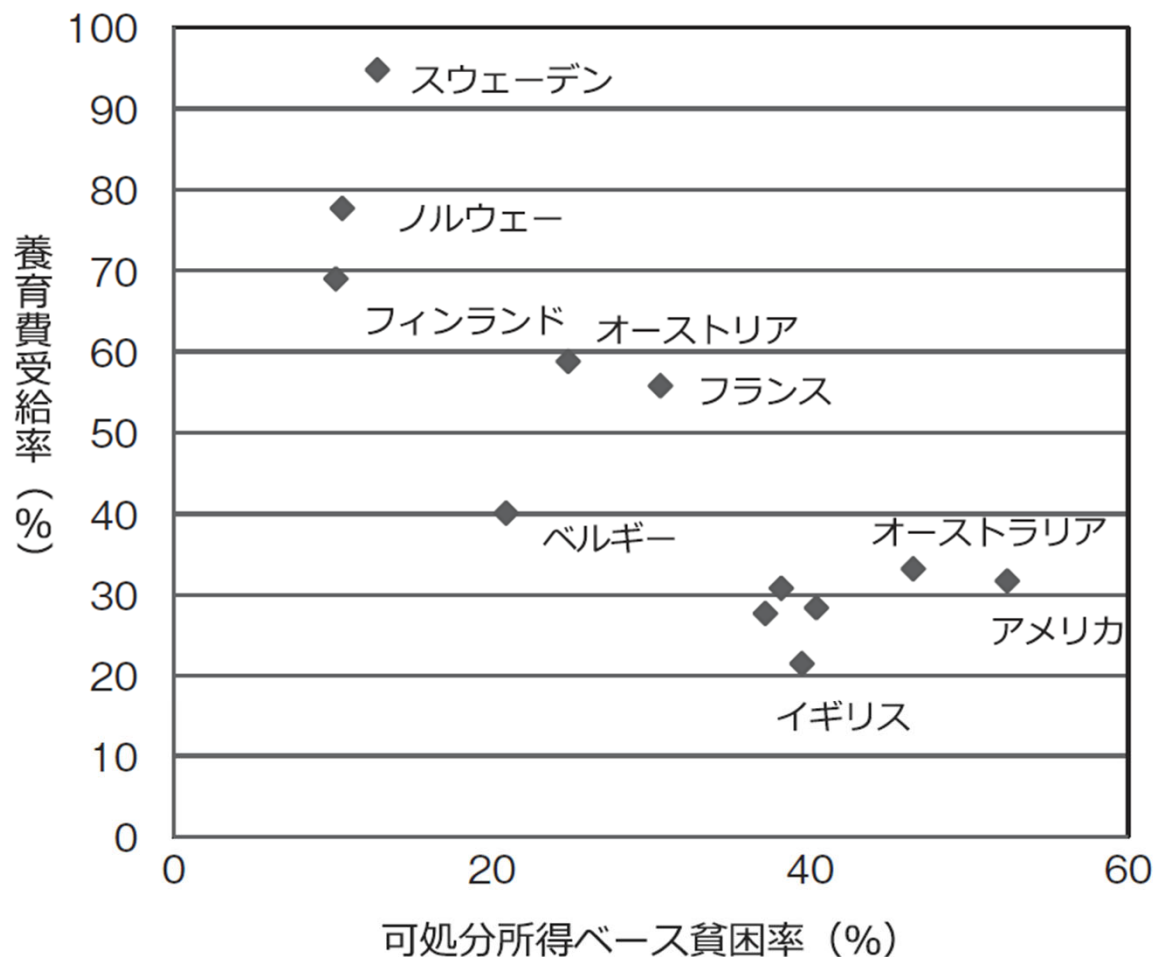
出所：JILPT 調査

注：時間当たり賃金が 5,000 円未満の労働者（母子世帯 451 人、二親世帯 747 人）について。

（出典）大石亜希子（2018）「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構編『非典型化する家族と女性のキャリア』（第7章）労働政策研究・研修機構、pp. 134 – 161.

養育費受給率と貧困率の関係

図表 7-11 先進諸国の養育費受給率と貧困率の関係（2000 年前後）



出所：Skinner, Bradshaw, Davidson (2007) から筆者作成。

注：Luxembourg Income Study Database に基づく推計。貧困率は、直接税控除後の可処分所得ベース。

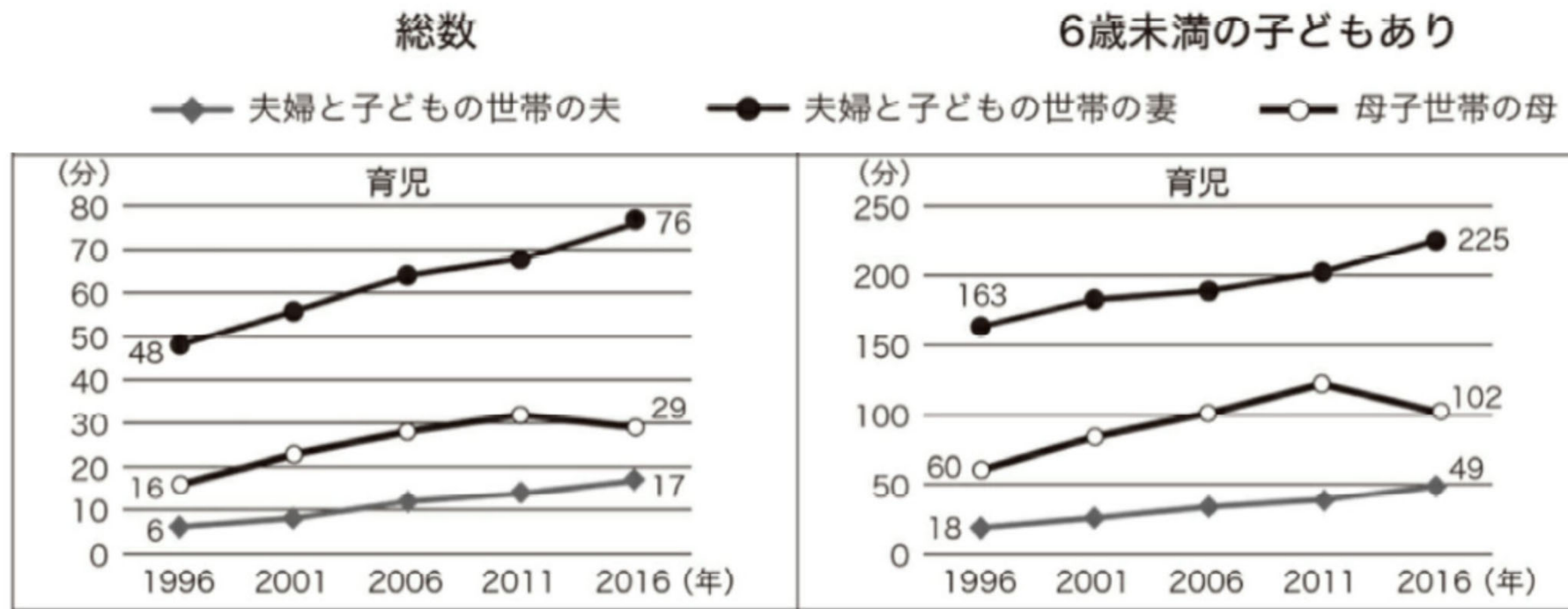
（出典）大石亜希子（2018）「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構編『非典型化する家族と女性のキャリア』（第7章）労働政策研究・研修機構、pp. 134 – 161.

母子世帯はなぜ貧困なのか

- × 働いていない
- × 労働時間が短い
- 時間あたり賃金が低い（ただしこれは女性共通）
- 非正規労働者が多い（同上）
- 年数が経過しても収入は増えない（大石 2018）
- 養育費支払いが不調
（24.3%「平成28年全国ひとり親世帯等実態調査」）

子育て時間の格差

夫婦世帯が育児時間を増加させる一方で、母子世帯の母の育児時間は頭打ち傾向にある



(注) 母子世帯＝有配偶でない母と20歳未満の子どもからなる世帯。

(資料) 総務省「社会生活基本調査」

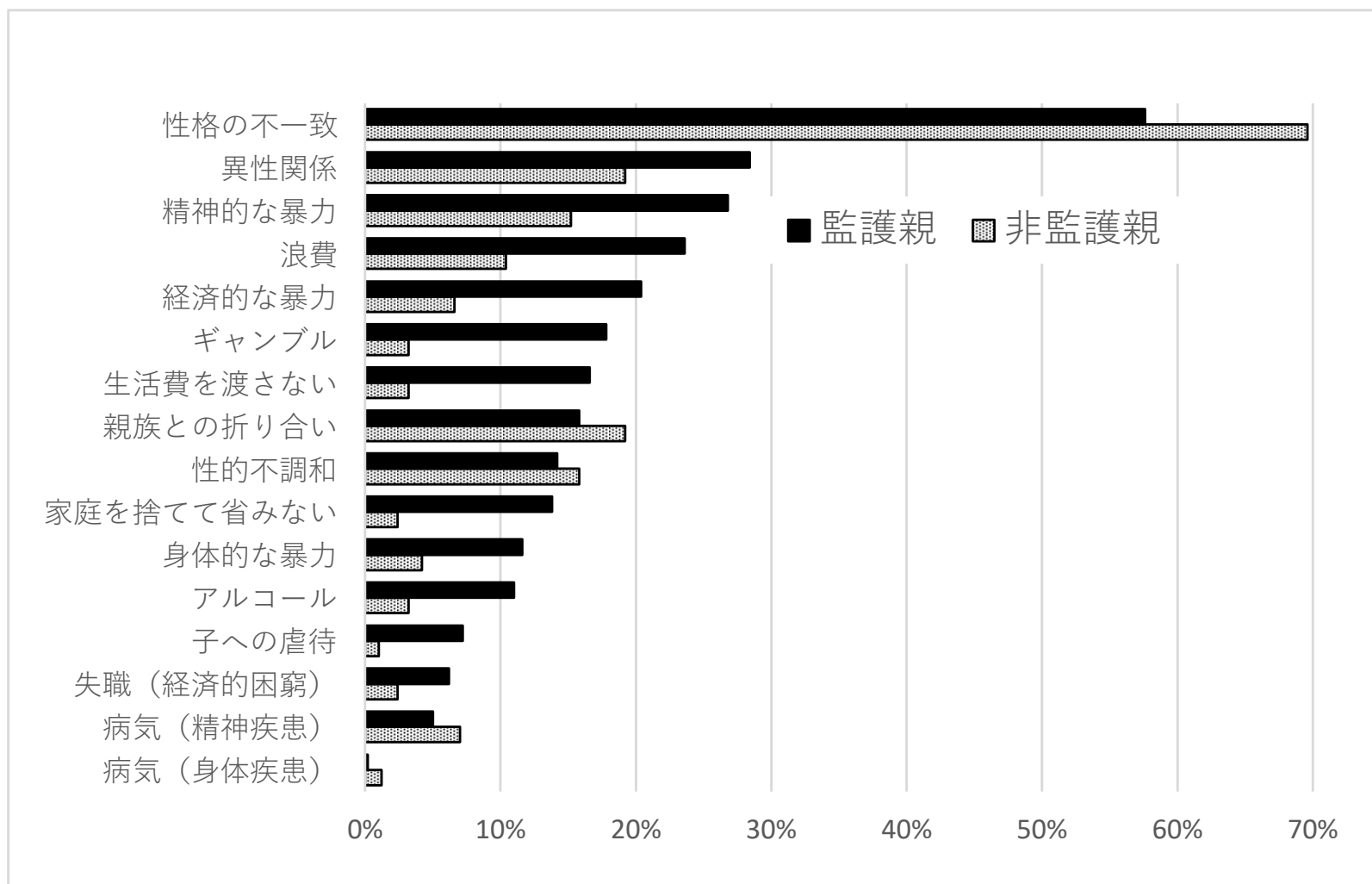
(出典) 大石亜希子(2020)「子どもをケアする時間の格差」 松本伊智朗・湯澤直美編『シリーズ子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店、131-149.

養育費を巡る問題

- 取り決め自体がなされていない
 - 取り決めありは母子世帯で42.9%、父子世帯で20.8% (※)
 - (※) 厚生労働省「平成28年全国ひとり親世帯等調査」
- 取り決めと実際の支払いとのギャップがある
 - 受給しているのは母子世帯24.3%、父子世帯3.2% (※)
- 支払いが定期的になされない

取り決めや定期的な支払いはどういう要因に左右されるのか？

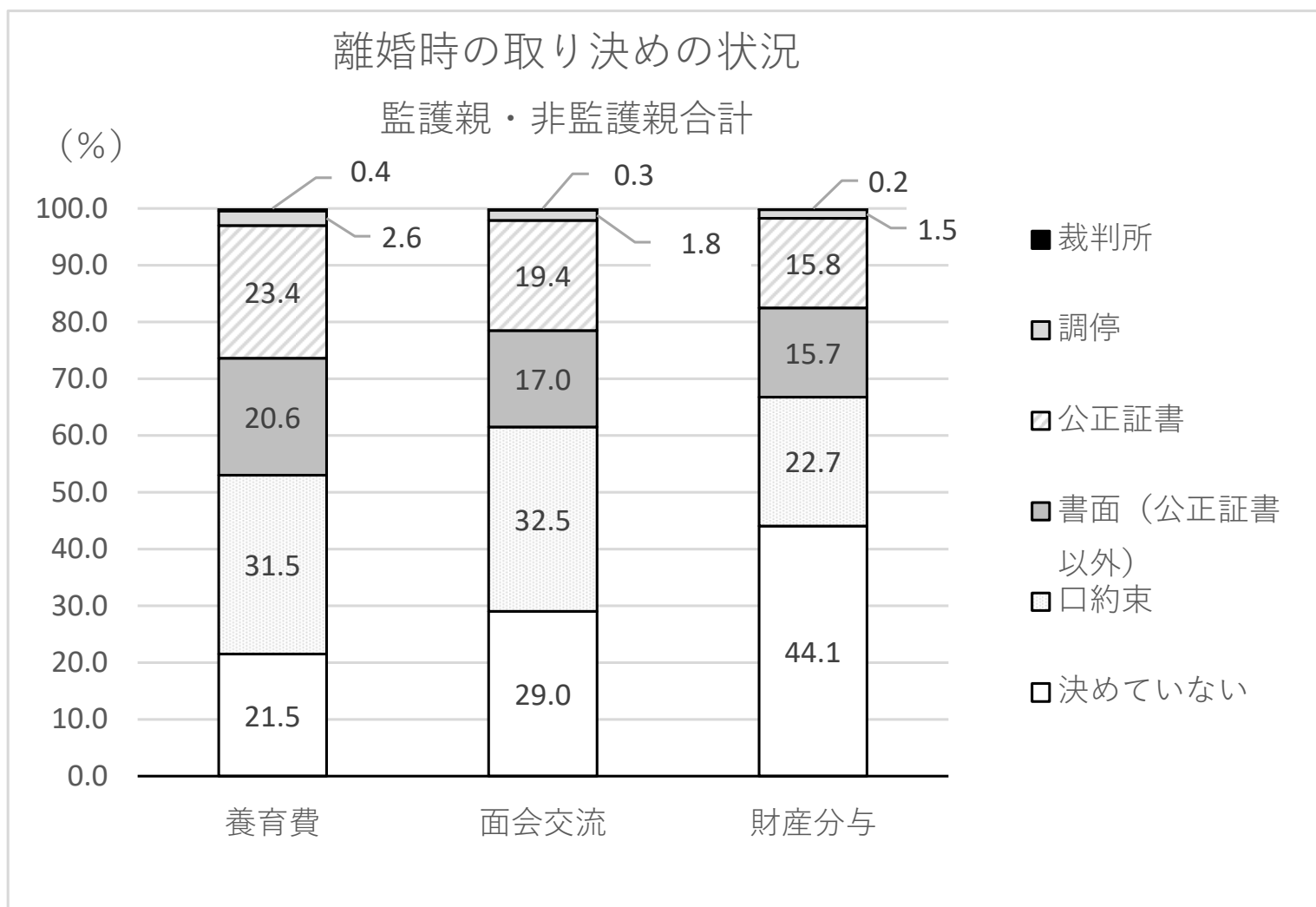
離婚の理由についての認識



法務省「協議離婚に関する実態調査」(2021年3月)に基づき大石作成

大石亜希子(2021)「協議離婚における養育費、面会交流、財産分与の取り決め実態とその要因」『家庭の法と裁判』No.34, 34-41.

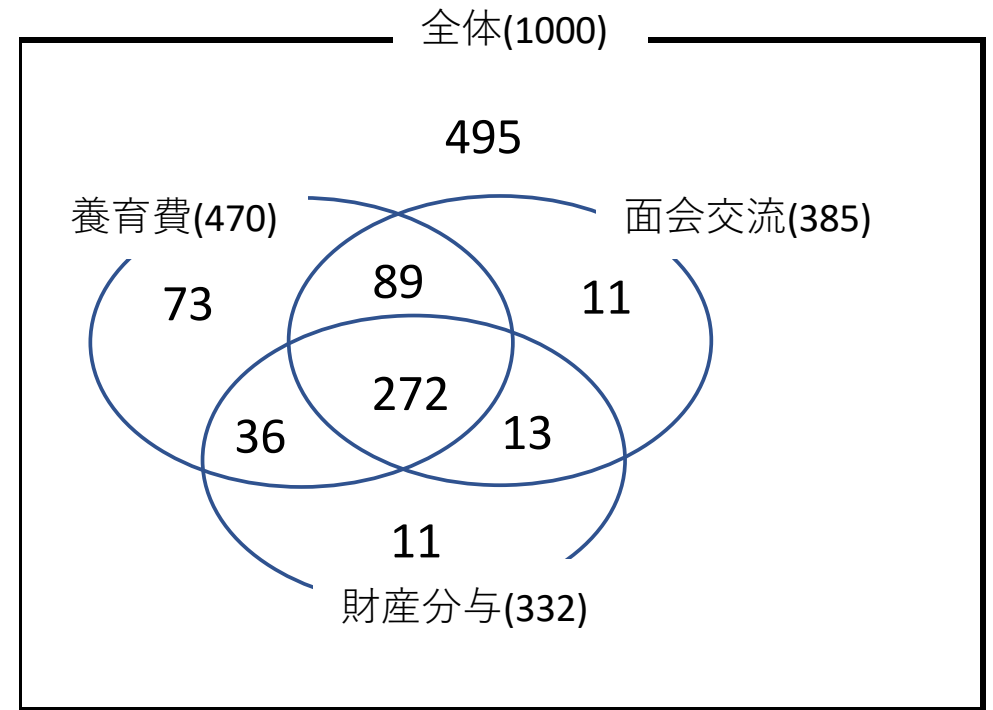
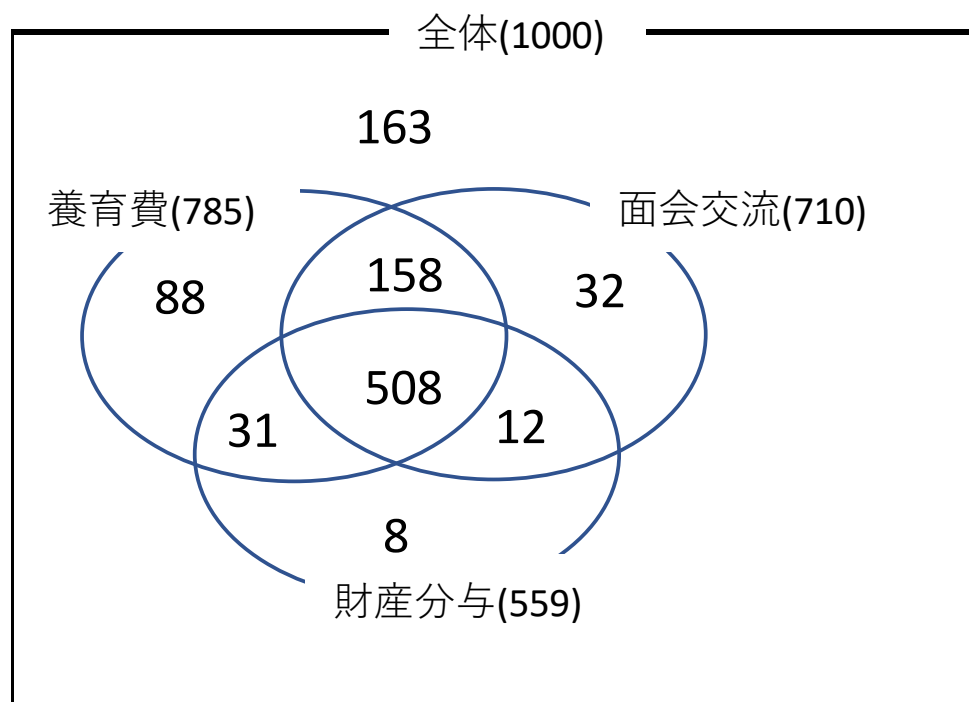
離婚時の取り決めの状況（監護親・非監護親計）



（出所）法務省「協議離婚実態調査」より大石作成。

大石亜希子(2021)「協議離婚における養育費、面会交流、財産分与の取り決め実態とその要因」『家庭の法と裁判』No.34, 34-41.

養育費、面会交流、財産分与の取り決め状況



書面以上の取り決め（口約束は取り決めに含めない）

（出所）法務省「協議離婚実態調査」より大石作成。

大石亜希子(2021)「協議離婚における養育費、面会交流、財産分与の取り決め実態とその要因」『家庭の法と裁判』No.34, 34-41.

養育費の取り決めをしているのはどういう元夫婦か

- 監護親のほうが大卒以上
- 非監護親のほうが離別時正規職
- 各種暴力での離婚
- 経済問題で離婚した場合は取り決めない方向

大石(2021)

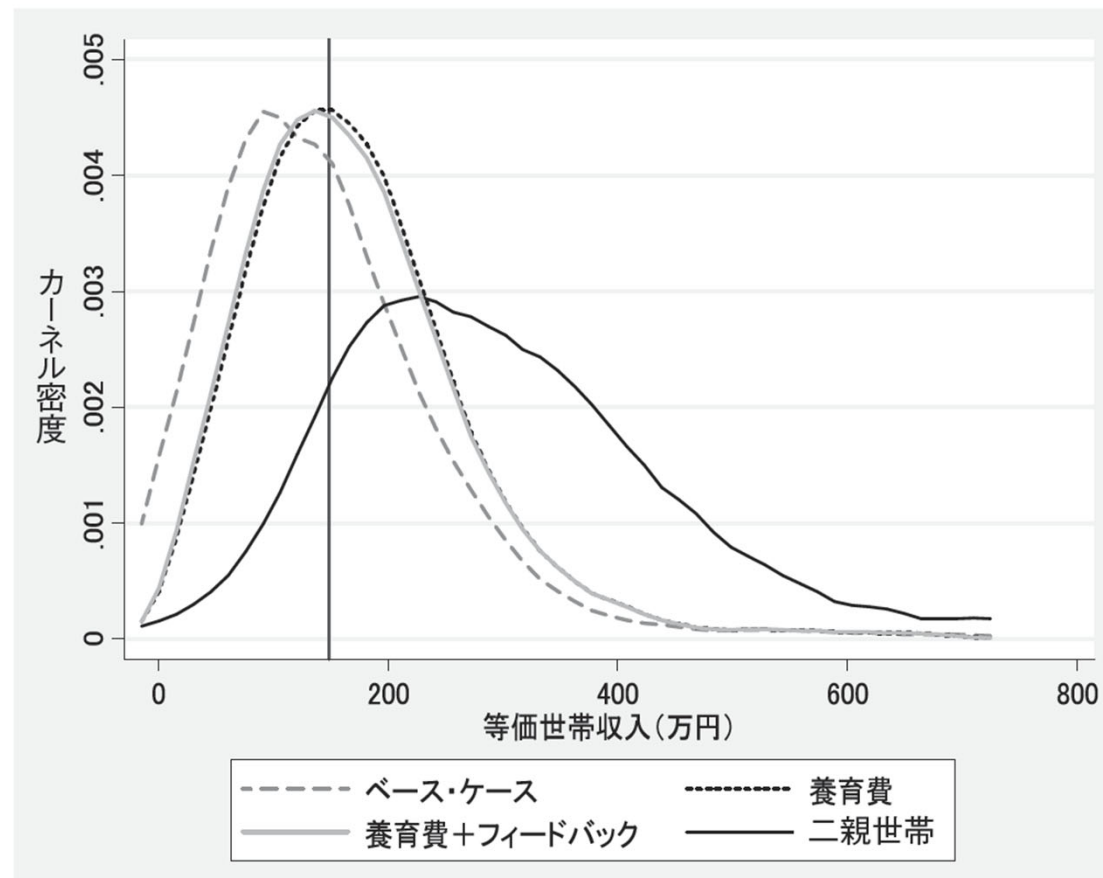
- 母が中卒であったり初職が正規職でない場合は受給率が低い

大石 (2013)

養育費徴収の貧困削減効果のシミュレーション

アメリカ・ペンシルバニア州アの養育費スキームが適用されて100%養育費が徴収できると仮定しても、依然として貧困線以下の母子世帯は多数残る

図表 7-13 養育費受給のシミュレーション結果



出所：JILPT 調査に基づき筆者作成。

注：図表中の縦線は相対的貧困線。

(出典) 大石亜希子 (2018) 「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構 4『非典型化する家族と女性のキャリア』(第7章) 労働政策研究・研修機構、pp. 134 – 161.

政策的含意

- 養育費徴収システムの確立
 - しかし養育費だけで貧困削減はできない
- 児童扶養手当制度の見直し
 - 子ども数に応じた増額幅
 - いわゆる「5年ルール」
- 学校教育にまつわる諸費用、給食等の扱い
- 正規・非正規格差の是正（同一賃金・同一労働、税・社会保険制度）
- 男女間賃金格差
- 女性に家事・ケア負担が偏る働き方の見直し

参考文献

- 大石亜希子(2012a)「母子世帯になる前の就労状況が現在の貧困とセーフティネットからの脱落に及ぼす影響について」労働政策研究・研修機構編『シングルマザーの就業と経済的自立』(第5章) 労働政策研究報告書No.140
- 大石亜希子 (2012b)「離別男性の生活実態と養育費」西村周三監修・国立社会保障・人口問題研究所編, 日本社会の生活不安 自助・共助・公助の新たなかたち』第9章 (pp. 221-246) 東京: 慶應義塾大学出版会島崎謙治(2005)「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京: 東京大学出版会
- 大石亜希子 (2013)「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構編『子育てと仕事の狭間にいる女性たち——JILPT 子育て世帯全国調査2011 の再分析』JILPT 労働政策研究報告書No.159: 145-177.
- 大石亜希子 (2018)「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構編『非典型化する家族と女性のキャリア』(第7章) 労働政策研究・研修機構、pp. 134 – 161.
- 大石亜希子 (2020)「子どもをケアする時間の格差」松本伊智朗・湯澤直美編『シリーズ子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店、131 – 149.
- 大石亜希子(2021)「協議離婚における養育費、面会交流、財産分与の取り決め実態とその要因」『家庭の法と裁判』No.34, 34 – 41.